○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告示第百十二号)(抄)薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示案新旧対照表

																						別	
																	四 十 一		一 (叮	看	٠ ١	一表 	
置	10 誘発反応測定装	9 筋電用増幅器	気刺激装置	8 診断用神経筋電	経電気刺激装置	7 体性感覚誘発神	置	6 顔面神経刺激装	激装置	5 電気誘発反応刺	4 筋電計	定装置	3 聴覚誘発反応測	激装置	2 聴覚誘発反応刺	激装置	1 視覚誘発反応刺	(田)	(各)	医療校署 0 名和	三 系 幾 景) る 尔		改
																<u></u>	T 〇六〇一	H /	(各)	日本工業規格	基		正案
													こと。	それらの情報を提供する	位を導出及び分析し	によって誘発される生体	自発的、意図的又は刺激	(H)	(各)	使用目的、効能又は効果	準		*
																	四十		<u>-</u>	看	Z = 1-1-7-	別表	
置	10 誘発反応測定装		気刺激装置	8 診断用神経筋電	経電気刺激装置	性	置	6 顔面神経刺激装	激装置		4 筋電計	定装置	3 聴覚誘発反応測	激装置	2 聴覚誘発反応刺	激装置	1 視覚誘発反応刺		四 (各)	医療 核 名 の 名 和			現
																二—四〇	T 〇 六 〇 一	(田)	(各)	日本工業規格	基		行
													こと。	それらの情	電位を導出	によって誘	自発的、意	Ш	(各)	使用目的、			

(傍線の部分は改正部分)

十 八 七 百 二	二	
1 ジトMR R組合せ型ポ E	(略)	19 18 17 16 15 14 13 12 11 置 探 機
Z 一 T 四 九 六 五 一 一	(略)	
思者に投与したポジトロ 思者に投与したポジトロン は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(略)	
	二、四	
(新 設 	二 / 四十八十六百二	
(新 設)	(略)	19 18 17 16 15 14 13 12 11 置 探 機 機
(新 設)	(略)	
(新設)	(略)	

供た
供すること。
る像
シーシー
がった。
の
た
め
に
提